

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(二酸化炭素排出事業者)</p> <p>第39条 条例第82条第1項の規則で定める者は、県内に工場又は事業場を設置している者（<u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）を含む。）のうち、その県内に設置している<u>すべての</u>工場及び事業場（連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者（<u>同法第19条第1項</u>に規定する加盟者をいう。）が県内に設置している当該連鎖化事業に係る<u>すべての</u>工場及び事業場を含む。）におけるエネルギー（同法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量を<u>エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則</u>（昭和54年通商産業省令第74号）第4条に規定する方法により原油の数量に換算したものが1,500キロリットル以上である者とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(二酸化炭素排出事業者)</p> <p>第39条 条例第82条第1項の規則で定める者は、県内に工場又は事業場を設置している者（<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）を含む。）のうち、その県内に設置している<u>全ての</u>工場及び事業場（連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者（<u>同項</u>に規定する加盟者をいう。）が県内に設置している当該連鎖化事業に係る<u>全ての</u>工場及び事業場を含む。）におけるエネルギー（同法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量を<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則</u>（昭和54年通商産業省令第74号）第4条に規定する方法により原油の数量に換算したものが1,500キロリットル以上である者とする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。